

資料

軽度者に対する福祉用具
貸与の例外給付について

都城市介護保険課

令和2年8月5日

福祉用具貸与及び販売について

基準省令等

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

(平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 37 号 改正：平成 24 年 3 月 13 日)

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 35 号 改正：平成 24 年 3 月 13 日)

指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について

(平成 11 年 9 月 17 日 老企第 25 号 改正：平成 24 年 3 月 16 日)

厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目

(平成 11 年 3 月 31 日厚生省告示第 93 号 最終改正：平成 24 年 3 月 13 日)

介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて

(平成 12 年 1 月 31 日老企第 34 号 最終改正：平成 24 年 3 月 24 日 老高発 0330 第 2 号・老振発 0330 第 9 号・老老発 0330 第 1 号「第 1・福祉用具 1・厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」)

「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目及び「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」の改正等に伴う実施上の留意事項について

(平成 21 年 4 月 10 日 老振発第 0410001 号)

1. 福祉用具の種目について

① 介護給付の対象となる福祉用具の種目は、告示に定められたものに限り、この告示に示されていない種目の貸与及び販売についての介護報酬算定は認められません。

(例：特殊寝台付属品として IV ポールの貸与は不可)

② 告示に定められた種目であっても、通知にある用途以外の目的での貸与及び販売には、介護報酬算定は認められません。

(例：転倒防止やベッドからの転落防止の目的での認知症老人徘徊感知機器・浴槽外で使用するための浴槽内いすの販売は不可)

※福祉用具専門相談員はもとより、介護支援専門員も担当者会議やモニタリング等を通して、適切なサービスが行われるようにケアマネジメントしてください。

軽度者等に対する福祉用具貸与について

都城市介護保険課

関係法令等

【居宅介護サービス】

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（H24.3.13厚生労働省告示第87号）
- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
(H12.3.1老企第36号 第2の9(2))

【介護予防サービス】

- 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（H24.3.13厚生労働省告示第91号）
- 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（別紙1 第2の11(2)）

【共通】

- 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年告示第94号）

1 基本的事項

軽度者（要支援1・2、要介護1）については、その状態像から使用が想定しにくい以下の福祉用具は、原則として給付の対象外となっています。※自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）については（要支援1・2・要介護1・2・3）

- 車いす ●車いす付属品 ●特殊寝台 ●特殊寝台付属品
- 床ずれ防止用具 ●体位変換器 ●認知症老人徘徊感知機器
- 移動用リフト（つり具の部分を除く） ●自動排泄処理装置

2 例外給付

軽度者等で給付の対象外の福祉用具でも、次の(1)(2)(3)の場合は、例外的に給付が認められます。（フロー図参照）

(1) 直近の認定調査の結果から給付の必要性が認められる一定の状態（表1 状態像）にある軽度者

★確認依頼書の提出は不要です。当該認定調査票の写しを保管してください。

1. 車いす・車いす付属品

① まず最初に・・・

まずは直近の「認定調査票」を確認しましょう！

直近の認定調査票の各項目が下表に該当しますか？

日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7が「3. できない」
-------------	-------------------

○ 該当する場合

福祉用具の必要性が調査票により確認できるため、貸与可能。サービス担当者会議を開催し当該調査票を保存しておくこと。→この場合は保険者への確認依頼書の提出は不要です。

× 該当しない場合 →②へ進んでください

② 調査票で該当しない・・・

日常生活における移動の支援が特に必要ですか？

日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	サービス担当者会議等の結果で判断
-----------------------------	------------------

○ 移動の支援が特に必要と認められる

医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか、軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議を通じた適切なマネジメントによりケアマネジャーが判断する。判断根拠等についてはケアプランに明記しておくこと。→この場合は保険者への確認依頼書の提出は不要です。

③ 「①・②」に該当しない・・・

※貸与を開始するのは原則として確認依頼書の提出後です。ただし、貸与の必要性が確認できなかった場合は給付できません。

例外給付の対象期間は、確認依頼をした日または要介護認定期間の開始日（認定期間の開始前に確認依頼をした場合）から要介護認定期間の終了日までですが、モニタリングの結果必要ないと判断された場合は、直ちにひきあげてください。

医学的所見に基づき車いすが必要な状態像が判断できますか？

医師の医学的所見（主治医意見書 or 診断書 or 照会文書等 or 面談、電話等による聴取）より下表の i ~ iii のいずれかの状態になることが判断できますか？

<医師の医学的所見に基づき必要性が想定される状態像>
i 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に告示第94号三十一のイに該当する者（例：パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象等）
ii 疾病その他の原因により、状態が急激に悪化し、短期間のうちに告示第94号三十一のイに該当することが確実に見込まれる者（例：がん末期の急速な状態悪化等）
iii 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等、医学的判断から告示第94号三十一のイに該当すると判断できる者（例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）

注 括弧内の状態はあくまで例であり、括弧内以外の状態であっても「必要性が想定される状態」と判断される場合もありうる。

<告示第94号三十一のイに該当する者>
1 日常的に歩行が困難な者
2 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者

○ 医師の医学的所見より、i ~ iii のいずれかの状態になることが判断できる

→確認依頼書の提出手続きを行ってください。

× 医師の医学的所見より、i ~ iii のいずれかの状態になることが判断できない

→この場合は介護保険を利用した貸与は不可となります。

2. 特殊寝台・特殊寝台付属品

④ まず最初に・・・

まずは直近の「認定調査票」を確認しましょう！

直近の認定調査票の各項目が下表に該当しますか？

(1) か (2) のいずれかに該当する者	
(1) 日常的に起き上がりが困難な者	基本調査1-4が「3. できない」
(2) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3が「3. できない」

○ 該当する場合

福祉用具の必要性が調査票により確認できるため、貸与可能。サービス担当者会議を開催し当該調査票を保存しておくこと。→この場合は保険者への確認依頼書の提出は不要です。

× 該当しない場合 →②へ進んでください

② 調査票で該当しない・・・

※貸与を開始するのは原則として確認依頼書の提出後です。ただし、貸与の必要性が確認できなかった場合は給付できません。

特別な事情がある場合で書類が貸与開始前に提出できない場合はあらかじめ保険者へ相談してください。新規申請や区分変更申請中でも書類の提出は可能ですので、保険者に提出後に貸与を開始してください。

医学的所見に基づき状態像が判断できますか？

医師の医学的所見（主治医意見書 or 診断書 or 照会文書等 or 面談、電話等による聴取）より下表の i ~ iii のいずれかの状態になることが判断できますか？

<医師の医学的所見に基づき必要性が想定される状態像>	
i	疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に告示第94号三十一のイに該当する者（例：パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象等）
ii	疾病その他の原因により、状態が急激に悪化し、短期間のうちに告示第94号三十一のイに該当することが確実に見込まれる者（例：がん末期の急速な状態悪化等）
iii	疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等、医学的判断から告示第94号三十一のイに該当すると判断できる者（例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）

注 括弧内の状態はあくまで例であり、括弧内以外の状態であっても「必要性が想定される状態」と判断される場合もありうる。

<告示第94号三十一のイに該当する者>	
1	日常的に起き上がりが困難な者
2	日常的に寝返りが困難な者

○ 医師の医学的所見より、i ~ iii のいずれかの状態になることが判断できる
→確認依頼書の提出手続きを行ってください。

× 医師の医学的所見より、i ~ iii のいずれかの状態になることが判断できない
→この場合は介護保険を利用した貸与は不可となります。

3. 床ずれ防止用具・体位変換器

⑤ まず最初に・・・

まずは直近の「認定調査票」を確認しましょう！

直近の認定調査票の各項目が下表に該当しますか？

日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3が「3. できない」
--------------	-------------------

○ 該当する場合

福祉用具の必要性が調査票により確認できるため、貸与可能。サービス担当者会議を開催し当該調査票を保存しておくこと。→この場合は保険者への確認依頼書の提出は不要です。

× 該当しない場合 →②へ進んでください

② 調査票で該当しない・・・

※貸与を開始するのは原則として確認依頼書の提出後です。ただし、貸与の必要性が確認できなかった場合は給付できません。

特別な事情がある場合で書類が貸与開始前に提出できない場合はあらかじめ保険者へ相談してください。新規申請や区分変更申請中でも書類の提出は可能ですので、保険者に提出後に貸与を開始してください。

医学的所見に基づき状態像が判断できますか？

医師の医学的所見（主治医意見書 or 診断書 or 照会文書等 or 面談、電話等による聴取）より下表の i ~ iii のいずれかの状態になることが判断できますか？

<医師の医学的所見に基づき必要性が想定される状態像>	
i	疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に告示第94号三十一のイに該当する者（例：パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象等）
ii	疾病その他の原因により、状態が急激に悪化し、短期間のうちに告示第94号三十一のイに該当することが確実に見込まれる者（例：がん末期の急速な状態悪化等）
iii	疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等、医学的判断から告示第94号三十一のイに該当すると判断できる者（例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）

注 括弧内の状態はあくまで例であり、括弧内以外の状態であっても「必要性が想定される状態」と判断される場合もありうる。

<告示第94号三十一のイに該当する者>
日常的に寝返りが困難な者

○ 医師の医学的所見より、i ~ iii のいずれかの状態になることが判断できる

→確認依頼書の提出手続きを行ってください。

× 医師の医学的所見より、i ~ iii のいずれかの状態になることが判断できない

→この場合は介護保険を利用した貸与は不可となります。

4. 認知症老人徘徊感知機器

⑥ まず最初に・・・

まずは直近の「認定調査票」を確認しましょう！

直近の認定調査票の各項目が下表に該当しますか？

(1) と (2) のいずれにも該当する者	
(1) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査3-1が「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は基本調査3-2～基本調査3-7のいずれかが「2. できない」 又は基本調査3-8～基本調査4-15のいずれかが「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
(2) 移動において全介助を必要としない場合	基本調査2-2が「4. 全介助」以外

○ 該当する場合

福祉用具の必要性が調査票により確認できるため、貸与可能。サービス担当者会議を開催し当該調査票を保存しておくこと。→この場合は保険者への確認依頼書の提出は不要です。

× 該当しない場合 →②へ進んでください

② 調査票で該当しない・・・

※貸与を開始するのは原則として確認依頼書の提出後です。

ただし、貸与の必要性が判断できなかった場合は確認依頼書の提出日にさかのぼり給付が取り消しになります。

特別な事情がある場合で書類が貸与開始前に提出できない場合はあらかじめ保険者へ相談してください。

新規申請や区分変更申請中でも書類の提出は可能ですので、保険者に提出後に貸与を開始してください。

医学的所見に基づき状態像が判断できますか？

医師の医学的所見（主治医意見書 or 診断書 or 照会文書等 or 面談、電話等による聴取）より下表の i～iiiのいずれかの状態になることが判断できますか？

<医師の医学的所見に基づき必要性が想定される状態像>	
i	疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に告示第94号三十一のイに該当する者（例：パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象等）
ii	疾病その他の原因により、状態が急激に悪化し、短期間のうちに告示第94号三十一のイに該当することが確実に見込まれる者（例：がん末期の急速な状態悪化等）
iii	疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等、医学的判断から告示第94号三十一のイに該当すると判断できる者（例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）

注 括弧内の状態はあくまで例であり、括弧内以外の状態であっても「必要性が想定される状態」と判断される場合もありうる。

<告示第94号三十一のイに該当する者>

- 1 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者
- 2 移動において全介助を必要としない場合

○ 医師の医学的所見より、i～iiiのいずれかの状態になることが判断できる

→確認依頼書の提出手続きを行ってください。

× 医師の医学的所見より、i～iiiのいずれかの状態になることが判断できない

→この場合は介護保険を利用した貸与は不可となります。

5. 移動用リフト（段差解消機）

⑦ まず最初に・・・

まずは直近の「認定調査票」を確認しましょう！

直近の認定調査票の各項目が下表に該当しますか？

(1) 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8が「3. できない」
(2) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査2-1が「3. 一部介助」又は「4. 全介助」

○ 該当する場合

福祉用具の必要性が調査票により確認できるため、貸与可能。サービス担当者会議を開催し当該調査票を保存しておくこと。→この場合は保険者への確認依頼書の提出は不要です。

× 該当しない場合 →②へ進んでください

⑧ 調査票で該当しない・・・

生活環境において段差の解消が必要ですか？

生活環境において段差の解消が必要と認められる者	サービス担当者会議等の結果で判断
-------------------------	------------------

○ 段差の解消が必要と認められる

医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか、軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議を通じた適切なマネジメントによりケアマネジャーが判断する。判断根拠等についてはケアプランに明記しておくこと。→この場合は保険者への確認依頼書の提出は不要です。

③ 「①・②」に該当しない・・・

※貸与を開始するのは原則として確認依頼書の提出後です。ただし、貸与の必要性が確認できなかった場合は給付できません。

特別な事情がある場合で書類が貸与開始前に提出できない場合はあらかじめ保険者へ相談してください。新規申請や区分変更申請中でも書類の提出は可能ですので、保険者に提出後に貸与を開始してください。

医学的所見に基づき移動用リフトが必要な状態像が判断できますか？

医師の医学的所見（主治医意見書 or 診断書 or 照会文書等 or 面談、電話等による聴取）より下表の i ~ iii のいずれかの状態になることが判断できますか？

<医師の医学的所見に基づき必要性が想定される状態像>	
i	疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に告示第94号三十一のイに該当する者（例：パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象等）
ii	疾病その他の原因により、状態が急激に悪化し、短期間のうちに告示第94号三十一のイに該当することが確実に見込まれる者（例：がん末期の急速な状態悪化等）
iii	疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等、医学的判断から告示第94号三十一のイに該当すると判断できる者（例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）

注 括弧内の状態はあくまで例であり、括弧内以外の状態であっても「必要性が想定される状態」と判断される場合もありうる。

<第95号告示第二十五号のイに該当する者>
1 日常的に立ち上がりが困難な者
2 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者
3 生活環境において段差の解消が必要と認められる者

○ 医師の医学的所見より、i ~ iii のいずれかの状態になることが判断できる

→確認依頼書の提出手続きを行ってください。

× 医師の医学的所見より、i ~ iii のいずれかの状態になることが判断できない

→この場合は介護保険を利用した貸与は不可となります。

6. 移動用リフト（昇降座椅子）

① まず最初に・・・

まずは直近の「認定調査票」を確認しましょう！

直近の認定調査票の各項目が下表に該当しますか？

移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査2-1が「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
---------------------	-----------------------------

○ 該当する場合

福祉用具の必要性が調査票により確認できるため、貸与可能。サービス担当者会議を開催し当該調査票を保存しておくこと。→この場合は保険者への確認依頼書の提出は不要です。

× 該当しない場合 →②へ進んでください

② 調査票で該当しない・・・

※貸与を開始するのは原則として確認依頼書の提出後です。ただし、貸与の必要性が確認できなかった場合は給付できません。

特別な事情がある場合で書類が貸与開始前に提出できない場合はあらかじめ保険者へ相談してください。新規申請や区分変更申請中でも書類の提出は可能ですので、保険者に提出後に貸与を開始してください。

医学的所見に基づき状態像が判断できますか？

医師の医学的所見（主治医意見書 or 診断書 or 照会文書等 or 面談、電話等による聴取）より下表の i ~ iii のいずれかの状態になることが判断できますか？

<医師の医学的所見に基づき必要性が想定される状態像>

- i 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に告示第94号三十一のイに該当する者（例：パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象等）
- ii 疾病その他の原因により、状態が急激に悪化し、短期間のうちに告示第94号三十一のイに該当することが確実に見込まれる者（例：がん末期の急速な状態悪化等）
- iii 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等、医学的判断から告示第94号三十一のイに該当すると判断できる者（例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）

注 括弧内の状態はあくまで例であり、括弧内以外の状態であっても「必要性が想定される状態」と判断される場合もありうる。

<告示第94号三十一のイに該当する者>

移乗が一部介助又は全介助を必要とする者

○ 医師の医学的所見より、i ~ iii のいずれかの状態になることが判断できる

→確認依頼書の提出手続きを行ってください。

× 医師の医学的所見より、i ~ iii のいずれかの状態になることが判断できない

→この場合は介護保険を利用した貸与は不可となります。

7. 移動用リフト（段差解消機・昇降座椅子以外）

⑩ まず最初に・・・

まずは直近の「認定調査票」を確認しましょう！

直近の認定調査票の各項目が下表に該当しますか？

(1) 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8が「3. できない」
(2) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査2-1が「3. 一部介助」又は「4. 全介助」

○ 該当する場合

福祉用具の必要性が調査票により確認できるため、貸与可能。サービス担当者会議を開催し当該調査票を保存しておくこと。→この場合は保険者への確認依頼書の提出は不要です。

× 該当しない場合 →②へ進んでください

② 調査票で該当しない・・・

※貸与を開始するのは原則として確認依頼書の提出後です。ただし、貸与の必要性が確認できなかった場合は給付できません。

特別な事情がある場合で書類が貸与開始前に提出できない場合はあらかじめ保険者へ相談してください。新規申請や区分変更申請中でも書類の提出は可能ですので、保険者に提出後に貸与を開始してください。

医学的所見に基づき状態像が判断できますか？

医師の医学的所見（主治医意見書 or 診断書 or 照会文書等 or 面談、電話等による聴取）より下表の i ~ iii のいずれかの状態になることが判断できますか？

<医師の医学的所見に基づき必要性が想定される状態像>	
i	疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に告示第94号三十一のイに該当する者（例：パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象等）
ii	疾病その他の原因により、状態が急激に悪化し、短期間のうちに告示第94号三十一のイに該当することが確実に見込まれる者（例：がん末期の急速な状態悪化等）
iii	疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等、医学的判断から告示第94号三十一のイに該当すると判断できる者（例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）

注 括弧内の状態はあくまで例であり、括弧内以外の状態であっても「必要性が想定される状態」と判断される場合もありうる。

<告示第94号三十一のイに該当する者>	
1	日常的に立ち上がりが困難な者
2	移乗が一部介助又は全介助を必要とする者

○ 医師の医学的所見より、i ~ iii のいずれかの状態になることが判断できる

→確認依頼書の提出手続きを行ってください。

× 医師の医学的所見より、i ~ iii のいずれかの状態になることが判断できない

→この場合は介護保険を利用した貸与は不可となります。

8. 自動排泄処理装置

① まず最初に・・・

まずは直近の「認定調査票」を確認しましょう！

直近の認定調査票の各項目が下表に該当しますか？

(1) か (2) のいずれかに該当する者	
(1) 排便が全介助を必要とする者	基本調査 2-6 が「4. 全介助」
(2) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査 2-1 が「4. 全介助」

○ 該当する場合

福祉用具の必要性が調査票により確認できるため、貸与可能。サービス担当者会議を開催し当該調査票を保存しておくこと。→この場合は保険者への確認依頼書の提出は不要です。

× 該当しない場合 →②へ進んでください

② 調査票で該当しない・・・

※貸与を開始するのは原則として確認依頼書の提出後です。ただし、貸与の必要性が確認できなかった場合は給付できません。

特別な事情がある場合で書類が貸与開始前に提出できない場合はあらかじめ保険者へ相談してください。新規申請や区分変更申請中でも書類の提出は可能ですので、保険者に提出後に貸与を開始してください。

医学的所見に基づき状態像が判断できますか？

医師の医学的所見（主治医意見書 or 診断書 or 照会文書等 or 面談、電話等による聴取）より下表の i ~ iii のいずれかの状態になることが判断できますか？

<医師の医学的所見に基づき必要性が想定される状態像>	
i	疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に告示第 94 号三十一のイに該当する者（例：パーキンソン病の治療薬による ON・OFF 現象等）
ii	疾病その他の原因により、状態が急激に悪化し、短期間のうちに告示第 94 号三十一のイに該当することが確実に見込まれる者（例：がん末期の急速な状態悪化等）
iii	疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等、医学的判断から告示第 94 号三十一のイに該当すると判断できる者（例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）

注 括弧内の状態はあくまで例であり、括弧内以外の状態であっても「必要性が想定される状態」と判断される場合もありうる。

<告示第 94 号三十一のイに該当する者>
1 排便が全介助を必要とする者
2 移乗が全介助を必要とする者

○ 医師の医学的所見より、i ~ iii のいずれかの状態になることが判断できる

→確認依頼書の提出手続きを行ってください。

× 医師の医学的所見より、i ~ iii のいずれかの状態になることが判断できない

→この場合は介護保険を利用した貸与は不可となります。